

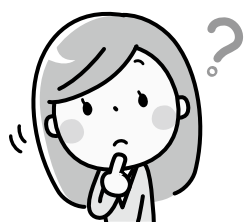
限度額適用認定証・高額療養費について

国民健康保険
加入者のみなさんへ

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です！

現在お持ちの認定証は、7月31日(月)で有効期間が満了となります。8月以降も認定証が必要な方は、**7月24日(月)以降**申請の受け付けを開始しますので、保険医療課(市役所1階)5番窓口で手続きをしてください(入院等で認定証が必要な方は、新たに申請してください)。

窓口に来ることができない方は、申請書を郵送しますので、下記の問合先までご連絡をお願いします。



限度額適用認定証とは？

国民健康保険に加入している方の医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、医療費の支払いを自己負担限度額の範囲内に抑えることができます(保険適用外の診療については、対象外となります)。

【新型コロナ治療のための入院費の上限が減額されます】

令和5年5月8日から9月30日(予定)までの間、新型コロナウイルス感染症の治療のための入院費は、自己負担限度額から所得区分に応じて最大2万円が減額されます。詳しくはお問い合わせください。

●70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

	所得区分 ※1	3回目まで	4回目から ※2
ア	所得901万円超	252,600円 ●医療費が842,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	140,100円
イ	所得600万円超 901万円以下	167,400円 ●医療費が558,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	93,000円
ウ	所得210万円超 600万円以下	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算	44,400円
エ	所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 所得区分の金額：総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額の世帯での合算額

※2 過去12か月間に高額療養費に該当する月が4回以上あった場合の4回目からの限度額

●70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	3 回目まで	4 回目以降 ※ 1	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 ●医療費が842,000円を超えた場合は、 超えた分の 1 %を加算	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 ●医療費が558,000円を超えた場合は、 超えた分の 1 %を加算	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の 1 %を加算	44,400円	
所得区分	外来 (個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	
		3 回目まで	4 回目以降 ※ 1
一 般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 ※ 2	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

75歳に到達する月は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の自己負担限度額がそれぞれ2分の1となります。

※1 過去12か月間に高額療養費に該当する月が4回以上あった場合の4回目からの限度額

※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計に適用します)。

問合先 保険医療課 Tel. 28-8016